

## 施設整備にかかる補助金について

幼保連携型認定こども園を建設するために必要な工事等にかかる費用に対して、補助金を交付します。ただし、国及び府の補助金制度を基準とするため、国及び府の交付決定がない場合は、補助金を交付することはできません。

## ＜参考例＞

定員52名(2・3号)と18名(1号)の計70名定員を整備する場合  
 補助対象事業費を350,000千円と仮定(うち2・3号の保育所部分260,000千円、1号の幼稚園部分90,000千円(定員による面積按分))すると、下記の計算により  
 $144,978千円 + 67,500千円 = 212,478千円$  が補助見込額(上限)となります。

## ○保育所部分(2・3号部分):保育所等整備交付金を活用

## 基準額

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 定員41名から70名 | 112,700千円 |
| ② 特殊付帯工事     | 9,043千円   |
| ③ 設計料加算      | 6,087千円   |
| ④ 開設準備費加算    | 1,040千円   |

国合計補助基準額 128,870千円(A)

上記(A)と保育所部分事業費260,000千円 $\times 2/3 \doteq 173,333$ 千円(A')のうち、低いほうの金額(A)に $9/8$ をかけた金額が補助額となります。

補助額  $A \times 9/8 \doteq 144,978$ 千円

※2・3号定員によって単価が異なることがあります。

## ○幼稚園部分(1号部分):認定こども園施設整備交付金を活用

## 基準額

- |           |          |
|-----------|----------|
| ① 定員20名以下 | 60,800千円 |
| ② 特殊付帯工事  | 2,137千円  |
| ③ 設計料加算   | 3,146千円  |

府合計補助基準額 66,083千円(B)

上記(B)と幼稚園部分事業費90,000千円 $\times 1/2 \doteq 45,000$ 千円(B')のうち、低いほうの金額(B')に $3/2$ をかけた金額が補助額となります。

補助額  $B' \times 3/2 \doteq 67,500$ 千円

※この内容は、令和4年度保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の算定方法によるものです。近年、国の補助制度の変更が繰り返されており、単価の改定がある場合には補助額格差が大きい可能性もありますので留意願います。(なお、国の制度・基準等に変更があった場合には、市の補助金も変更になる場合があります。)

※国や市の予算事情により補助額が減額となる場合があります。